



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 燦ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小西 幸治  
(コード番号 9628 東証・大証第1部)  
問合せ先 執行役員財務・IR担当 鈴江 敏一  
(TEL 06-6226-0038)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社ならびに当社の子会社の取締役および使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および取締役に対する報酬等として会社法第 361 条に定める事項の承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 77 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社ならびに当社の子会社の取締役および使用人の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、次の要領により新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社の子会社に在任または在職する取締役および使用人

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 50,000 株を総株数の上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は 100 株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下行使価額という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該価額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

(6)新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役もしくは使用人の地位を喪失した場合においても権利行使を認めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象の当社または子会社の取締役もしくは使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で取得することができる。

本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が(7)の場合および(7)における「新株予約権割当契約」の定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この場合の取得手続は新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

3. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

当社の取締役の報酬額は、平成4年6月25日開催の第63期定時株主総会において、年額2億円以内とする旨承認され現在に至っているが、上記の取締役報酬等の額に加えて、当社の取締役に対してストックオプションとして上記2.記載の内容の本新株予約権を総数上限200個の範囲内で割当てるものとする。

報酬等として割当てる本新株予約権の額の算定方法は、割当日において算出される本件新株予約権1個あたりの公正価値に、割当日において在任する当社取締役(5名以内)に割当てる本件新株予約権の総数を乗じて得た額とする。なお、「本新株予約権1個あたりの公正価値」とは、新株予約権を算定するにあたり一般に用いられている「ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル」により、割当日において適用すべきリスク・フリー利率、当社株価等に基づき算出される金額とする。

また、取締役報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

以上